

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

(平成26年度第3回) 議事要旨

第1 日時

平成26年11月5日(水) 午前10時30分

第2 場所

仙台高等裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員) 秋吉淳一郎(委員長)・官澤里美・坂田 宏・下川徳純・野家啓一

(庶務) 浅井仙台高裁総務課長・熊谷仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 竹内仙台高裁事務局長

第4 議題

1 平成27年上半期の裁判官指名候補者の情報収集結果について

提供された情報の取扱いについて、提供された情報は、いずれも顕名であり、かつ、評価の具体的な理由、及びその根拠となる具体的な事実が明記されていることから、当地域委員会としては、特段の意見なしとして中央委員会に送付することとされた。

2 中央委員会からの通知について

以下のとおり、庶務から説明された。

当地域委員会に関する裁判官指名候補者名簿は、机上配布した(名簿番号26-7-6)のとおりである。

なお、本件通知に基づく地域委員会の開催は予定していない。

おって、当該名簿に記載された裁判官指名候補者の履歴書及び全地域委員会

関係の裁判官指名候補者名簿については、当委員会庶務において保管しているので、希望する場合には、来庁の上、閲覧されたい。

3 その他

8月18日付けで委員から提起された仙台地域委員会における情報収集の方法についての上申書及び11月4日付けで委員から提出された中央委員会への意見具申についての上申書について、その取扱いが議論された。

協議において各委員から次のような意見が出されたが、結論として、当地域委員会として本件各意見を中央委員会に具申しないこととされた。

○ 一般の指名候補者に関する情報収集の方式について、裁判官の独立に影響する懸念が少しでも生じる方式であれば採用できないことは理解できる。ただ、制度が運用されて10年が経ち、現在の方式で何らかの問題が生じていることが考えられるので、中央委員会が各地域委員会から情報収集の在り方について意見聴取し、その意見を踏まえて、中央委員会で裁判官の独立に配慮したより良い情報収集の在り方を検討してもらいたい。

△ 一般の指名候補者は、人事評価上は特段問題となる情報が無かった者と思われる、どのような方式であれ、地域委員会で改めて情報収集を行っても情報はそれほど上がってこないように思える。人事評価やそれに伴う外部意見聴取によって、裁判官も以前より厳しく指導されるようになってきたことが影響しているのではないか。

また、中央委員会でも、これまでも何度か各地域委員会から出された情報収集の在り方に関する意見について議論が行われているが、結果的に情報収集の方式は変えられずにきた経緯があり、今回、改めて当地域委員会として意見具申を行ったとしても、同様の結果になる可能性が高いと考える。

○ 地域委員会に情報が集まらないのは、確かに、当地域委員会の一般の指名候補者である裁判官に問題がないからだとは思いますが、他の地域委員会では、一般の指名候補者である裁判官であっても、弁護士から提供された情報によ

って再任拒否に至った事例もあると聞いている。

- これまでの情報収集の方式が十分機能してきたかどうかは、中央委員会が把握していると思うが、10年も経てば制度疲労も起きるかもしれない。制度の点検の意味でも情報収集の在り方について問題提起する意義はあると考える。
- 情報収集の方式をどうするかは手続の問題であり、地域委員会独自で定められるものではなく、中央委員会が決めるものとする。情報収集の在り方の見直しの議論は、地域委員会からではなく、例えば、日弁連が中央委員会に対して働きかけることも考えられるのではないか。
- 地域委員会は中央委員会の下部機関として、中央委員会の決めたことを実行する機関であり、制度として、情報収集の在り方について、中央委員会が各地域委員会に対して意見聴取するような枠組になっていないのではないか。

第5 次回等の予定について

平成27年3月2日（月）午後1時30分

以 上